

神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱

平成27年4月1日 産業振興局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、戦略産業分野における新事業展開のための試作開発や新素材・新製品の実用化に向けた開発、大学・公設試等の研究機関等と連携し社会課題の解決につながる革新的な開発に取り組む神戸市内中小企業若しくは神戸市内中小企業等により構成されるコンソーシアムに対し補助金を交付することにより、ものづくり技術の高度化と市内産業の振興を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

（1）次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）

- イ) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ロ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ハ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ニ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（イ）～（ハ）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ホ) （イ）～（ハ）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

（3）神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

（4）兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者

（5）神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者

（6）その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

2 この要綱において、戦略産業分野とは、航空・宇宙分野、医療・健康・福祉分野、農業・食糧分野、環境・エネルギー（水素を除く）分野をいう。

3 この要綱において、川下企業等とは、最終製品製造企業及びそのサプライヤー企業、大学、研究機関、医療機関等をいう。

4 この要綱において、大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

- 5 この要綱において、公設試等とは、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、中小企業団体中央会、TL0、第三セクター（地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人含む。）並びに会社法法人）をいう。なお、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人は、公設試等を含むものとする。
- (1) 役員（理事・評議員等）に大学の役員、職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれるなど、研究開発計画の運営管理を担える体制を有している。
 - (2) 定款等にもものづくり産業または技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 単独枠

神戸市内に事業所を置く中小企業で、神戸市市税条例に定める神戸市税（以下「神戸市税」という。）の滞納又は未申告がない者とする。

(2) コンソーシアム枠

神戸市内中小企業が幹事となり、大学・公設試等の研究機関等もしくは幹事以外の企業、あるいはその両方と構成する2者以上からなるコンソーシアム。なおコンソーシアムに幹事以外の企業を含む場合は、コンソーシアムを構成する企業の2分の1以上は神戸市内中小企業であること。また、コンソーシアムを構成する市内企業は、神戸市税の滞納又は未申告がない者とする。

（補助対象事業）

第4条 本補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) 戦略産業分野における新事業展開のための試作開発事業

補助対象者が行う戦略産業分野における、川下企業等との取引創出・拡大をめざして行う、次に掲げるいずれかの事業。

- イ) 川下企業等に対して、事業者等が有する優位性のある技術を提案するための試作開発
- ロ) 川下企業等からの具体的なニーズに対して、技術的課題等を解決するための試作開発

(2) 戦略産業分野における新規開発事業

補助対象者が行う戦略産業分野における新素材・新製品を開発する事業。

(3) 産学連携事業

補助対象者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、社会課題の解決につながる革新的な開発事業。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経

費のうち、次の各号に掲げるものとする。ただし、金額は、消費税及び地方消費税を除いたものとする。

- (1) 原材料・副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置または工具・器具の購入、改良、借上または修繕に要する経費
- (3) 外注加工に要する経費（設計委託、ソフトウェア開発委託等の経費を含む。）
- (4) 技術指導の受入に要する経費
- (5) 開発に要する直接人件費
- (6) 開発に必要な調査等に要する経費
- (7) 展示会等への出展や広告印刷物の作成等に要する経費
- (8) その他、事業に必要と認められる経費

2 補助対象経費のうち、前項第1号から第3号に掲げるものについては、市内事業者への発注を原則とする。

3 補助対象経費のうち、第1項第5号及び第7号に掲げるものについては、原則として、その合計額は補助対象経費の総額の2分の1の額を上限とする。

4 前条第1号に定める事業にあつては、川下企業等からの受託費等がある場合は、第1項に掲げる経費の合計から、その受託費等を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助対象者に交付する補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 単独枠

1 補助対象事業につき、補助対象経費の2分の1以内とし、150万円を限度とする。

(2) コンソーシアム枠

1 補助対象事業につき、補助対象経費の2分の1以内とし、単年度事業においては400万円、2か年事業の場合は、初年度は400万円、翌年度は200万円を限度とする。

ただし、第4条第1号及び第2号における補助対象事業のうち、別途市長が特定のテーマを定めた場合は、当該テーマについて、1 補助対象事業につき、補助対象経費の3分の2以内とし、単年度事業においては500万円、2か年事業の場合は、初年度は500万円、翌年度は250万円を限度とする。

いずれの場合も、2か年事業の2年目の補助金は当該年度の予算の成立を前提とする。

2 過去に本要綱に基づく交付を受けた者が、過去と同一と認められる事業内容により補助金の交付を受けようとする場合は、補助対象外となる。

3 第1項の補助金の補助対象期間は、第7条に規定する補助金の認定交付申請が行われる年度の当初から3月末日までとする。ただし、第1項第2号の補助対象者は、事業の内容に応じて、第1項第2号に規定する額の範囲内において翌年度にまたがる事業期間を設定することができる。

（認定交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき、次に定める書類を作成し、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。なお、第3条第1号にかかる申請者は、本条第2号の書類の提出は要しない。

- (1) 神戸挑戦企業等支援補助金認定交付申請書（様式第1号）
- (2) コンソーシアム概要書（様式第2号）
- (3) 企業概要書（様式第3号）
- (4) 事業計画書（様式第4号）
- (5) 神戸市市税条例に定める神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号の2）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（認定交付決定）

第8条 市長は、前条に定める書類の提出があった場合には、補助対象事業を認定するために事業内容や事業の実施能力、補助金の額等に関する審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき、補助対象事業の認定及び交付を決定するとともに、認定交付決定通知書（様式第5号）により申請者に対して速やかに通知する。また、不適当と認めるときは、補助金規則第6条第3項に基づき、不認定決定通知書（様式第6号）により、申請者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

（交付申請）

第9条 第6条第1項第2号に定めるコンソーシアム枠の2か年事業の2年目において、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき、神戸挑戦企業等支援補助金交付申請書（様式第7号）及び神戸市市税条例に定める神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第7号の2）を作成し、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第10条 市長は、前条に定める申請書の提出があった場合には、補助金交付のための審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき、補助金の交付を決定するとともに交付決定通知書（様式第8号）により交付申請者に対して速やかに通知する。

2 市長は、第8条及び前項の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業者からの補助金概算払請求書（様式第9号）の提出に基づき、交付決定した金額の2分の1の範囲内で概算払いを行うことができる。ただし、第3条第2号に定める補助対象者については、3分の1の範囲内とする。

（計画変更の届出等）

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は速やかに補助事業計画変更等届出書（様式第10号）を作成し、市長に届出なければならない。

- (1) 当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは遂行計画、又は補助対象経費等に変更が生じた場合。（原則として、変更による補助対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く）
- (2) 補助事業を中止または廃止した場合。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

- 第12条 市長は、補助事業者が補助金規則第19条第1項各号の一に該当するとき、または本要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業実績報告の提出）

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後（補助事業の廃止等の承認を受けたときを含む。）10日以内または当該補助金の交付決定日の属する市の会計年度の終了後10日以内のいずれか早い日までに、補助金規則第15条に基づき、次に定める書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第11号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 翌年度にまたがる事業期間を設定する場合、翌年度は前項の規定を適用する。

（補助金の額の確定）

- 第14条 市長は、前条の規定による事業実績報告の提出を受けたときは、報告に基づき補助事業の成果を審査し、補助金規則第16条に基づき、補助金の額を確定するとともに交付確定通知書（様式第12号）により補助事業者に対して速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、確定した額を超える補助金を既に概算払いによって交付している場合は、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

（補助金の請求）

- 第15条 前条第1項の通知を受けた補助事業者は、市長の定める日までに補助金請求書（様式第13号）を、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（事業の状況報告）

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後も事業計画に基づき早期の実用化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する事業年度の翌年度から5年間につき、毎年3月末日までに当該補助事業に係る実用化の状況について、状況報告書（様式第14号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（帳簿等の保存期間）

- 第17条 補助事業者は、当該補助事業にかかる帳簿及び書類を、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度末日まで保存しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、第12条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したとき、または、補助事業者が、次の各号の一に該当するときは、補助金規則第20条第1項に基づき、期限を定めて、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助事業の遂行が困難となった場合
- (2) 補助事業の遂行が不可能であることが客観的に判明した場合
- (3) その他本要綱に違反したとき

(成果の発表)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について、当該補助事業者に発表するよう求めることができる。

(知的財産権の帰属)

第20条 この補助事業により得られた知的財産権は、補助事業者等に帰属するものとし、本市には帰属しないものとする。

(財産処分の制限)

第21条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産の額が50万円以上であるときは、取得または増加した財産を、補助金規則第24条に基づく市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過する日を超えた場合はこの限りでない。

- 2 前項に定める財産に係る承認は、財産処分等承認申請書を市長に提出してこれを受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(秘密の保持)

第22条 第7条の認定交付申請及び第9条の交付申請の内容について、関係者は秘密保持に留意しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所管局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金

認定交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

申請者

所在地（〒 ）

企業名（コンソーシアム幹事企業名）

代表者 役職名 氏名

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

E-mail アドレス

神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助金の認定及び交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1. 事業の名称

名 称：

2. 補助金認定申請額 ☐単年度 ☐2か年度（いずれかに✓をつけること。）

総額 円

うち令和 年度交付申請額 円

（千円未満の額は、切り捨てるものとします。）

3. 補助事業区分（いずれかに✓をつけてください。）

☐新事業展開のための試作開発事業 ☐新規開発事業 ☐産学連携事業

4. 対象分野（新事業展開のための試作開発事業・新規開発事業のみ✓をつけること）

☐航空・宇宙 ☐医療・健康・福祉 ☐農業・食糧 ☐環境・エネルギー

5. 補助金申請枠（いずれかに✓をつけること。）

☐単独枠

☐コンソーシアム枠

↳☐神戸市の定める特定のテーマについて申請する場合は✓をつけること。

コ ン ソ ー シ ア ム 概 要 書

コンソーシアム構成員一覧（幹事企業を含む）			企業・機関数	社・団体
①	企業・機関名			
	所在地		(〒)	
	代表者名		役職名	氏名
	担当者	氏名		
		所属・役職		
コンソーシアムにおける役割				
②	企業・機関名			
	所在地		(〒)	
	代表者名		役職名	氏名
	担当者	氏名		
		所属・役職		
コンソーシアムにおける役割				
③	企業・機関名			
	所在地		(〒)	
	代表者名		役職名	氏名
	担当者	氏名		
		所属・役職		
コンソーシアムにおける役割				

※ 単独枠での申請の場合は、この様式の提出は不要。

コンソーシアム概要書〔継続紙〕

④	企業・機関名		
	所在地		(〒)
	代表者名		役職名 氏名
	担当者	氏名	
		所属・役職	
コンソーシアムにおける役割			
⑤	企業・機関名		
	所在地		(〒)
	代表者名		役職名 氏名
	担当者	氏名	
		所属・役職	
コンソーシアムにおける役割			
⑥	企業・機関名		
	所在地		(〒)
	代表者名		役職名 氏名
	担当者	氏名	
		所属・役職	
コンソーシアムにおける役割			

※ 構成員が4者以上の場合に使用すること。

様式第3号（第7条関係）

企 業 概 要 書

企業名		本社及び神戸市内事業所の所在地 (〒)			
代表者役職名・氏名		担当者役職名・氏名		連絡先電話番号	
資本金			従業員数（内、神戸市内事業所の従業員数）		
業 績		売上高	経常利益	純利益	有利子負債
第 期 / ~ /		千円	千円	千円	千円
第 期 / ~ /		千円	千円	千円	千円
第 期 / ~ /		千円	千円	千円	千円
主要製品売上構成（最近の決算）			主要株主		持株
製 品 名		比率(%)	(1)	株	比率(%)
(1)			(2)	株	
(2)			(3)	株	
(3)			(4)	株	
(4)					
(5)					
(6)					
会社略歴			代表者略歴		
取引銀行			公的助成等の実績（国・県補助金）		
業務内容			取引先		
			その他事項（企業としての PR 事項等）		
※ 詳しい会社概要・取扱製品カタログ等があれば添付すること。					

※ コンソーシアム枠での申請の場合は、全ての構成企業について作成すること。

事業計画書

事業の名称
①事業の目的、意義（開発に取り組む背景、理由、必要性について記入すること。）
②事業の概要（図面・イメージ図等を使用し記載すること） （事業全体の概要） （事業化する上での課題） （現状の課題に対して、当補助金を充当して取り組む内容）
③事業の特徴 （革新性：競合商品との優位性 等） （実現性：開発のための経営資源（人員、資金、技術等）等） （社会性：地域社会や産業界等を与える影響 等） （特許出願の有無(予定含む)と内容）

事業計画書

④事業実施体制（組織・人員、大学・公設試・医療機関等との連携内容）

⑤新規開発・試作開発の主たる実施場所

⑥マーケット分析
（想定マーケット規模）

（製品化後の販売戦略）

事業計画書

⑦事業化の目標設定				
(今年度以降5年間の目標を作成し売上高に関しては○台×○円など具体的な根拠も記入すること)				
		計画1年目	計画2年目	計画3年目
		令和 年度(今年度)	令和 年度	令和 年度
売上高 (A)				
費用 (B)				
内訳	原材料費			
	機械購入費			
	外注加工費			
	技術指導費			
	直接人件費			
	調査経費			
	その他			
営業利益				
補足 (売上高の補足説明等)				
		計画4年目	計画5年目	
		令和 年度	令和 年度	
売上高 (A)				
費用 (B)				
内訳	原材料費			
	機械購入費			
	外注加工費			
	技術指導費			
	直接人件費			
	調査経費			
	その他			
営業利益				
補足 (売上高の補足説明等)				

事業計画書

⑧	令和	年度（今年度）事業計画	・事業実施の内容（今年度を実施する事業の内容を詳細に記入すること。）
			・事業実施の目標、成果（今年度を実施する事業の目標、成果を記入すること。）
			・上記事業に要する費用（当該年度に実施する事業の費用を記入すること。） ※ 様式第4号別記に事業費の内訳を記載すること。 _____ 円
⑨	令和	年度（2年目）事業計画（2ヵ年事業の場合）	・事業実施の内容（今年度を実施する事業の内容を詳細に記入すること。）
			・事業実施の目標、成果（今年度を実施する事業の目標、成果を記入すること。）
			・上記事業に要する費用（当該年度に実施する事業の費用を記入すること。） ※ 様式第4号別記に事業費の内訳を記載すること。 _____ 円
⑩本事業計画の他の競争的資金（補助金）等への併願の有無 （ 有 ・ 無 ） 有の場合 → 名 称： （必ず記入） 実施機関： 内定時期： 月 （上・中・下 旬頃） 特記事項：			

様式第4号別記（第7条関係）

令和____年度事業計画に要する資金及び費用の内訳

【新事業展開のための試作開発事業】

1 収 入

区 分	金 額 (円)
自 己 資 金	
借 入 金	
補 助 金	
川下企業等からの受託費等	
そ の 他	
合 計	

2 支 出

区 分	金 額 (円)	説 明 (*の費用項目で神戸市外の事業者への発注がある場合は、理由を記入すること。)
原 材 料 費 等*		
装 置 購 入 費 等*		
外 注 加 工 費*		
技 術 指 導 費		
直 接 人 件 費		(対象経費の1/2を超える場合は理由を記入すること。)
調 査 経 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※ 当補助金で補填を予定している経費のみを記載すること。

※ 補助期間が翌年度にまたがる場合は、年度毎に1部作成すること。

様式第4号別記（第7条関係）

令和____年度事業計画に要する資金及び費用の内訳

【新規開発事業・産学連携事業】

1 収 入

区 分	金 額 (円)
自 己 資 金	
借 入 金	
補 助 金	
そ の 他	
合 計	

2 支 出

区 分	金 額 (円)	説 明 (※の費用項目で神戸市外の事業者への発注がある場合は、理由を記入すること。)
原 材 料 費 等 *		
装 置 購 入 費 等 *		
外 注 加 工 費 *		
技 術 指 導 費		
直 接 人 件 費		(対象経費の1/2を超える場合は理由を記入すること。)
調 査 経 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※ 当補助金で補填を予定している経費のみを記載すること。

※ 補助期間が翌年度にまたがる場合は、年度毎に1部作成すること。

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

法人

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。
- （1）納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。
- （2）上記（1）が事実と相違する場合、神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱に規定する補助金の交付資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
2. 上記1.（1）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
- 全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱に規定する交付申請内容の確認及び補助金の交付資格の審査及び確認に利用すること。
3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は神戸挑戦企業等支援補助金の交付を受ける日までとします。

申請者【法人】

(ふりがな)	
法人名	
(ふりがな)	
代表者 職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店所在地等	〒 - 連絡先 ☎ () - ☐ 上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑ 本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。（本社・本店含む）	 ※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者のお名前、連絡先を必ずご記入ください。 氏名： 電話番号：

※ コンソーシアムでの申請の場合、構成企業のうち神戸市内の企業はすべて提出すること。

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
認定交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありましたみだしの補助事業の認定について、
下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金交付対象事業の内容

上記補助事業認定交付申請書に記載のとおり

3. 補助金額

※ 補助事業者は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸挑戦企業等支援補助金
交付要綱に従うこと。

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
不 認 定 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のありましたみだしの補助事業の認定について、
残念ながら不認定と決定しましたので、通知します。

記

1. 事業の名称

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金

交 付 申 請 書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）

企業名（コンソーシアム幹事企業名）

代表者役職名

氏名

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

FAX番号

E-mail アドレス

神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので申請いたします。

1. 事業の名称

名 称：

2. 補助金認定申請額 ☐単年度 ☐2か年度（いずれかに✓をつけること。）

総額 円

うち令和 年度交付申請額 円

（千円未満の額は、切り捨てるものとします。）

3. 補助事業区分（いずれかに✓をつけてください。）

☐新事業展開のための試作開発事業 ☐新規開発事業 ☐産学連携事業

4. 対象分野（新事業展開のための試作開発事業・新規開発事業のみ✓をつけること）

☐航空・宇宙 ☐医療・健康・福祉 ☐農業・食糧 ☐環境・エネルギー

5. 補助金申請枠（いずれかに✓をつけること。）

☐単独枠

☐コンソーシアム枠

↳ ☐神戸市の定める特定のテーマについて申請する場合は✓をつけること。

令和 年度 事業計画書

②事業の概要（図面・イメージ図等を使用し記載すること） （事業全体の概要） （事業化する上での課題） （現状の課題に対して、当補助金を充当して取り組む内容）
事業の進捗状況（昨年度の事業実施目標、目標に対する成果を記入すること）
事業実施の内容（当該年度内に実施する事業の内容を詳細に記入すること。）
事業実施の目標、成果（当該年度内に実施する事業の目標、成果を記入すること。）
上記事業に要する費用（当該年度内に実施する事業の費用を記入すること。） ※ 様式第7号別記に事業費の内訳を記載すること。 _____円

令和 年度事業計画に要する資金及び費用の内訳

【新事業展開のための試作開発事業】

1 収 入

区 分	金 額 (円)
自 己 資 金	
借 入 金	
補 助 金	
川下企業等からの受託費等	
そ の 他	
合 計	

2 支 出

区 分	金 額 (円)	説 明 (※の費用項目で神戸市外の事業者への発注がある場合は、理由を記入すること。)
原 材 料 費 等※		
装 置 購 入 費 等※		
外 注 加 工 費※		
技 術 指 導 費		
直 接 人 件 費		(対象経費の1/2を超える場合は理由を記入すること。)
調 査 経 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※ 当補助金で補填を予定している経費のみを記載すること。

令和 年度事業計画に要する資金及び費用の内訳

【新規開発事業・産学連携事業】

1 収 入

区 分	金 額 (円)
自 己 資 金	
借 入 金	
補 助 金	
そ の 他	
合 計	

2 支 出

区 分	金 額 (円)	説 明 (*の費用項目で神戸市外の事業者への発注がある場合は、理由を記入すること。)
原 材 料 費 等*		
装 置 購 入 費 等*		
外 注 加 工 費*		
技 術 指 導 費		
直 接 人 件 費		(対象経費の1/2を超える場合は理由を記入すること。)
調 査 経 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

※ 当補助金で補填を予定している経費のみを記載すること。

神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

法人

神戸市長あて

令和 年 月 日

- 申請者は、以下のことを誓約します。
 - 納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。
 - 上記（１）が事実と相違する場合、神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱に規定する補助金の交付資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
- 上記１．（１）の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
 全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱に規定する交付申請内容の確認及び補助金の交付資格の審査及び確認に利用すること。
- 上記１の誓約及び２の承諾の有効期限は神戸挑戦企業等支援補助金の交付を受ける日までとします。

申請者【法人】

(ふりがな) 法人名												
(ふりがな) 代表者 職・氏名												
法人番号												
登記上の本社・本店 所在地等	〒 - 連絡先 ☎ () -											
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 (本社・本店含む)	☐ 上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑ 本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。											
	※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。											
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者のお名前、連絡先を必ずご記入ください。 氏名： 電話番号：											

※ コンソーシアムでの申請の場合、構成企業のうち神戸市内の企業はすべて提出すること。

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
交 付 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付で申請のありましたみだしの補助事業について、
下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金交付対象事業の内容

上記補助事業交付申請書に記載のとおり

3. 補助金額

※ 補助事業者は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸挑戦企業等支援補助金
交付要綱に従うこと。

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）
企業名（コンソーシアム幹事企業名）
代表者役職名 氏名
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

令和 年 月 日付で交付決定を受けた補助事業を遂行することを確約し、神戸挑戦企業等
支援補助金交付要綱第10条第2項に基づき、概算払を受けたいので次のとおり請求します。

記

1 事業名称

2 請求金額 円

3 振込先

(請求者) 所在地	(〒)				
(口座名義) フリガナ 氏 名					
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		金融機関 コード		
支 店 名	本店・支店 出張所		店 番		
預金種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄 9 その他 ()	口座番号			

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
補助事業計画変更等届出書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）
企業名（コンソーシアム幹事企業名）
代表者役職名 氏名
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱第11条に基づき、補助事業の計画変更の理由及び関係書類を添えて届出いたします。

補助事業名称	
補助事業区分	新事業展開のための試作開発事業 新規開発事業 産学連携事業
変更等の理由	
変更等の内容	
添付資料	

様式第11号その1（第13条関係）

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金 事業実績報告書

神戸市長 あて

令和 年 月 日

事業の名称		
事業の区分 新事業展開のための試作開発事業 新規開発事業 産学連携事業		
申請者	所在地（〒 ）	
	企業名（幹事企業名）	代表者名
事業の内容（事業の区分に応じて、写真・図表等、内容のわかる資料を添付すること。）		
事業の成果（目標達成度等）		
事業実施にあたって苦労した点・反省点・今後の課題		
今期事業実施期間	開始	年 月 日
	終了	年 月 日

様式第11号その2（第13条関係）

事業の名称:								
費用の明細								
区 分	説 明 (注1)	単位 (注2)	数 量	単 価 円	経 費 (数量×単価)円	補助対象経費 円	補助金申請額 円	備 考
原材料費等								
	小 計							
装置購入費等								
	小 計							
外注加工費								
	小 計							
技術指導費								
	小 計							
直接人件費								
	小 計							
調査経費								
	小 計							
展示会等経費								
	小 計							
その他の経費								
	小 計							
合計								

- (注1) 「説明」欄には、経費の品名や契約先等を具体的に記入すること。
(欄内に記入しきれない場合は、明細がわかる資料を添付すること。)
- (注2) 「単位」欄には、それぞれの算出単位を記入すること。
- (注3) 金額については、消費税を除いた金額を記入すること。
- (注4) それぞれの経費を証明する書類(領収書の写し等)を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
交 付 確 定 通 知 書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のありましたみだしの補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額

様式第 13 号（第 15 条関係）

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
請 求 書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）
企業名（コンソシアム幹事企業名）
代表者役職名 氏名
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

神戸挑戦企業等支援補助金交付要綱第 15 条第 1 項に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 既に概算払いをしている金額 円
- 3 差引請求金額（または返還金額） 円

4 振込先

（請求者） 所在地	（〒 - ）				
（口座名義） フリガナ 氏 名					
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関 コード			
支店名	本店・支店 出張所	店 番			
預金種別	1 普通 2 当座 4 貯蓄 9 その他（ ）	口座番号			

様式第14号（第16条関係）

【新事業展開のための試作開発事業】

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
状 況 報 告 書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）

企業名（コンソーシアム幹事企業名）

代表者役職名 氏名

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

補助事業名【 】

（交付決定年度：令和 年度）

1. 補助事業の状況（令和 年 月末現在）

- ① 川下企業等と取引中 （売上額：約 円）
（純利益：約 円）
- ② 川下企業等との取引開始の目途がついた（ 年 月から）
- ③ 試作は完了したが、川下企業等との取引にはつながらなかった
- ④ 補助事業の段階は完了したが、現在開発段階
- ⑤ 補助事業の段階で開発作業中
- ⑥ 試作開発を中断（中止）した

2 補助事業の状況に関する詳細

※ 別紙の要領を参考に記入すること。

3 その他特記事項（支援機関からの支援の状況、知的所有権の取得状況等）

【新事業展開のための試作開発事業】

「2 補助事業の状況に関する詳細」の作成要領

1. で選択した項目について、以下を参考にその内容を具体的に記入すること。

「① 川下企業等と取引中」の場合

商品名、販売価格、販売実績（売上額と販売数量）、主な販売先、
今後の販売目標、取引拡大に向けた取組・課題 等

「② 川下企業等との取引開始の目途がついた」の場合

商品名、取引開始予定時期、販売目標、販売価格、取引拡大に向けた取組・課題 等

「③ 試作は完了したが、川下企業等との取引にはつながらなかった」の場合

取引につながらなかった原因、課題、取引創出に向けた取組 等

「④ 補助事業の段階は完了したが、現在開発段階」の場合

補助事業の段階と現段階の関係、今後の方針・予定、課題 等

「⑤ 補助事業の段階で開発作業中」の場合

開発が進まない理由、今後の方針・予定、課題 等

「⑥ 試作開発を中断（中止）した」の場合

中断（中止）の理由 等

様式第14号（第16条関係）

【新規開発事業・産学連携事業】

令和 年度 神戸挑戦企業等支援補助金
状 況 報 告 書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地（〒 ）

企業名（コンソーシアム幹事企業名）

代表者役職名 氏名

連絡担当者（職名及び氏名）

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

補助事業名【 】

（交付決定年度：令和 年度）

1. 補助事業の状況（令和 年 月末現在）

- ① 製品化して販売中、または事業として実施中（売上額：約 円）
（純利益：約 円）
- ② 製品化・販売目途がついた、事業実施の目途がついた（ 年 月から）
- ③ 開発は完了、製品化・販売・事業実施に向けて準備中（ 年 月頃予定）
- ④ 補助事業の段階は完了したが、現在も開発継続中
- ⑤ 補助事業の段階で開発作業中
- ⑥ 開発を中断（中止）した

2 補助事業の状況に関する詳細

※ 別紙の要領を参考に記入すること。

3 その他特記事項（支援機関からの支援の状況、知的所有権の取得状況等）

【新規開発事業・産学連携事業】

「2 補助事業の状況に関する詳細」の作成要領

1. で選択した項目について、以下を参考にその内容を具体的に記入すること。

「① 製品化して販売中、または事業として実施中」の場合

商品・サービス名、販売価格、販売実績（売上額と販売数量）、主な販売先、
今後の販売目標、販売戦略・課題 等

「② 製品化・販売目途がついた、事業実施の目途がついた」の場合

商品名、販売開始予定時期、販売目標、販売価格、販売戦略・課題 等

「③ 開発は完了、製品化・販売・事業実施に向けて準備中」の場合

製品化・販売・事業化の予定時期、当初事業計画からの変更点、今後の方針、課題 等

「④ 補助事業の段階は完了したが、現在も開発継続中」の場合

補助事業の段階と現段階の関係、今後の方針・予定、課題 等

「⑤ 補助事業の段階で開発作業中」の場合

開発が進まない理由、今後の方針・予定、課題 等

「⑥ 開発を中断（中止）した」の場合

中断（中止）の理由 等